

相談支援事業所 相談に関する報告(平成 29年2月～平成 29年5月)【資料10】

＜所感＞…全体的な所感(相談内容の傾向)、特に気になった点

＜地域課題＞…報告期間に感じた地域課題

【しゃきょう】

＜所感＞	身体約6%、知的約12%、精神約70%、難病約1% 子ども約11%。精神障がいに関する相談の中では高次脳機能障がいに関する相談・支援の割合が増加している。 【老・障世帯に関する相談】 ・地域包括支援センターとの連携体制の構築の過程で、保護者の高齢化により世帯で生活を支えられなくなった、または将来的に不安を感じている保護者がいることがわかってきた。保護者が介護保険サービスにつながることで問題が表面化する場合が大半であり、特に精神障がいを抱えている人の世帯の割合が多い。長期間社会から隔絶されている障がい者が大半のため、介入が難しく、支援に繋がらないでいる場合もある。 【ひきこもりに関する相談】 ・幅広い年代のひきこもりに関する相談が増加している。うつなどの精神疾患や発達障がい等の診断を受けている人が多く、ほとんどが主治医から「就労困難」の診断を受けているため、生活が困窮する人も出てきており生活保護に繋ぐこともある。就労経験のある人や学歴が高い人も多くいるが、成人のひきこもりに対する支援の体制や資源が乏しいことから、生活の立て直しがうまく進められないことがある。
＜地域課題＞	【『見えにくい障がい』に対する周知・配慮】 ・知的、発達障がいなどの『目に見えにくい障がい』に対して、周囲の理解や協力が十分に得られない場面があるという相談が寄せられている。一般市民に対する障がいに関する理解の促進のために、具体的、かつ多様性のある啓発方法を検討していく必要があると感じている。 【障がい・介護分野の連携の強化】 ・保護者の高齢化に伴う老・障世帯は、当事者が福祉サービスを利用していないと実態が把握しにくい傾向があるため、高齢・障がい分野を問わず、世帯全体を見守るという視点を共有することが必要である。地域包括支援センターと障がい者生活支援センターが協働して支援を行う事例を共有していくほか、地域での見守り体制や家庭訪問活動などのアウトリーチの仕組みを検討していく必要があると思われる。そのため基幹相談支援センターでは地域包括支援センターとの連携強化のために障がいに関する相談支援事業の周知や個別支援会議の積極的な参加を行っているが、それ以外にも多様な形で地域包括支援センターとの連携の形を考えていく必要があると思われる。